

税制についての租研会員の意見調査結果

平成 21 年 11 月

社団
法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果

Ⅰ 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計822人を対象として実施いたしました。

(1) 目 的

(社)日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用してまいりたいと考えております。

(2) 対 象

(社)日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象といたしました維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計374、通常会員は大学教授・准教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計353、本協会の役員・評議員は95です（単位・敬称を省略させていただきました）。

(3) 実施期間

平成21年7月21日から8月4日まで。

(4) 方 法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し、回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

Ⅱ 会員意見調査の特色

(1) 回 収 率

全体では24.9%で昨年度（22.9%）よりも2.0ポイント上昇した。

(2) 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① 政府は昨年夏以降の景気落ち込みに対応するための経済対策を講じた。この点に関して会員の多くは一定の評価を行っている。しかし、その結果、わが国の長期債務残高（国と地方の合計）は平成21年度末で816兆円に達し、プライマリーバランスの黒字化が先送りされることとなった。こうした危機的とも言える財政状況下において、税制改革とともに歳出削減はますますその重要性を増している。
- ② わが国においては、国民全体が受ける社会保障や教育等の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉―低負担」と言われている。今後、高齢化の進展に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されているなか、会員の多くが、受益と負担の乖離を問題と捉えており、「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。
- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき点として、「公平性の確保」が最多であった。このことは、国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。

また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ④ 将来に向けた安定財源として消費税への期待が大きい。
- ⑤ 個人所得課税については、近年、財源調達機能の低下とともに所得再分配機能が弱体化しているとの指摘がなされている。こうした中で、経済的弱者とは言えない高齢者への負担増や、最低税率適用のブラケット幅の縮小を求める声も多く見られた。子育て支援の観点から所得控除である現行の扶養控除を税額控除に改めることや、人的控除の簡素化を求める会員も多い。
- ⑥ 資産格差の縮小を目的とする相続税については、現行制度はおおむね妥当とする会員が多い。
- ⑦ 法人課税については、日本企業の配当、財務体質、株価については「企業価値」に影響を与え、国際競争力の負担となっているとの認識を多くの会員が有しており、実効税率の引き下げと政策減税を求める会員が多い。しかし、厳しい財政状況下では、現状の法人課税を「維持することもやむをえない」と答えた会員も半数近くに上った。
- ⑧ 国際課税については、外国子会社合算税制に関して、法人税率引下げの国際的な傾向に対応するためにも軽課税国の判定基準を引き下げべきとする意見が多い。また、移転価格税制については、経済実態を踏まえたガイドラインの充実を多くの会員が求めている。
- ⑨ 社会保障財源として消費税の役割が大きいとする意見が多い。消費税の用途については、負担増に対する国民の理解を得るためや、社会保障以外の歳出増大の抑制という点から、社会保障や少子化対策に限定することへの賛成意見が多数であった。低所得階層への配慮策の一つとしての複数税率の採用については、慎重であるべきとする会員が多い。
- ⑩ 地方税については受益と負担の連動を強化するために応益原則を徹底させるべきと考える会員が半数近くに上り、なかでも法人負担水準を引き下げべきとする会員が多く見られた。

主要地方税である個人住民税に関しては、所得発生と税負担の時期を近づけるために、半数

の会員が現行の前年課税を現年課税に変更すべきとしている。法人住民税・法人事業税については、申告・納付の利便性の向上、事業税における外形標準課税の簡素化、というように、納税環境や簡素化に関する要望が多い。固定資産税については、償却資産に対する課税の廃止や改革を求める会員が多い。

⑪ 温暖化対策については、税制以外の手法により、削減を図るべきであるとする会員が多い。

印紙税については、電子商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから、廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

⑫ 税制一般に関しては、租税情報の不十分さ、グローバル化への対応の遅れ、制度の複雑化にともなう事務負担・費用の増大を問題とする会員が多い。

I. 財政及び税制全般について

1. 財政及び社会保障

(1) 財政支出及び健全化目標

問1 経済危機対策の評価

わが国は、リーマンショックに端を発した「世界的な金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の渦中であって、外需の急激な減少が国内生産を大幅に低下させ、雇用情勢、企業の資金繰りなど経済全般に大きく波及し、未曾有の急激な景気の落ち込みに直面した。そのため、昨年度には夏以降3次にわたる経済対策（財政措置12兆円程度、事業規模75兆円）が、さらに本年4月には経済危機対策（財政措置15.4兆円程度、事業規模56.8兆円程度）がとられた。

これらの経済対策についてどのように評価するかをたずねたところ、「一部に効果が疑問のものもあるが、金融不安を解消し、経済の「底抜け」防止していることはある程度評価する」が60.5%と、経済対策を評価する意見が多数であった。しかし、「効果に疑問のバラマキのものが多く含まれており、あまり評価できない」という厳しい認識を持つ会員も20.5%に上った。最近では景気はやや持ち直しの動きが見られるものの、経済活動の水準は依然として低く、景気が再び下押しされ「二番底」となるリスクは残されていることから、当面、経済を回復軌道に乗せることが要請されるが、一方において、わが国の財政が極めて厳しい状況にあることを考えるなら、経済対策の効果を検証し、真に有効な政策に資金を重点的に投入することが求められる。

問2 財政赤字と財政健全化目標

平成19年度（当初予算）に4兆円の赤字であったわが国の基礎的財政収支は、累次の経済対策の影響もあって、21年度（当初予算）には赤字は13.1兆円にまで膨らみ、さらに補正予算による巨額な赤字が上乘せされている。その結果、長期債務残高は、国・地方合わせて平成21年度末には▲816兆円と膨大な数値となることが見込まれている。こうしたことから、「基本方針2006」では「2011年度までに基礎的財政収支を黒字化する」としていた財政健全化の目標が、「基本方針2009」では、黒字化が約8年程度先送りされることとなった。この財政健全化目標の変更についてたずねたところ、「一定の修正はやむを得ないが、8年もの目標の先延ばしは、将来的な利払い増大、海外からの我が国経済の評価低下等において、将来のリスクを増大し、国民の不安感を増大させるものであり容認できない。今回の目標よりも前倒しして、財政健全化を進めるべきである」とする会員が53.2%と半数を超え、「「100年に一度」といわれる世界的な経済危機への対応であり、目標を修正することはやむを得ず、今後10年内での黒字化の目標設定は妥当」の33.2%を大きく上回った。景気対策の必要性は認めつつ、財政赤字という構造問題を重視する会員が多いことを示している。

問3 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国において、さらなる歳出削減努力が必要であるが、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野をたずねたところ、「特別会計、独立行政法人等」が80.5%と最多であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来の機能への回帰を求めるものと言える。第2位の「公務員人件費」（66.3%）は、行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化等の改革を求めるものである。近年、歳出削減への取り組みの中で削減傾向にあるものの、「公共事業」も40.5%と多い。ハコモノ行政の抑制や費用対効果の小さな社会資本整備の見直しを、会員は求めている。

(2) 受益と負担

問4 受益と負担水準

現在、わが国の財政は国、地方ともに受益が負担を大きく上回っているが、財政規律を強化するためには「受益と負担」の一致を図ることが必要である。さらには、将来的に超高齢社会の到来によって社会保障給付の増加（受益の増加）が予想されるわが国において、政府の規模をどの程度に保つべきか、つまり、国民生活において公共部門にどの程度の役割を任せざるべきか、はきわめて重要なテーマであり、国民の責任ある判断が求められている。

こうしたことから、政府は、中期プログラム「国民の安心強化のための社会保障安定財源等の確保」において、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築することとしたところであるが、この方針に賛成する会員は74.6%と圧倒的多数を占めた。

問5 国民負担率に関する意識

国・地方を合わせた国民負担率は38.9%（平成21年度）であり、イギリス（49.2%、06年度）、ドイツ（52.0%、06年度）、フランス（62.4%、06年度）、スウェーデン（66.2%、06年度）と比べて低い水準となっている。しかし、国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進展による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が49.8%と半数を占め、次いで、「現状レベルを維持すべき」が38.0%となった。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する制約にも配慮する必要がある。

(3) 社会保障

問6 社会保障費の抑制目標

「基本方針2006」は社会保障費の自然増分を毎年2,200億円抑制する目標を設定し、平成19年度、20年度予算で抑制が実施された。しかし「基本方針2009」では抑制目標が「社会保障の必要な修復をするなど」と変更された。こうした目標の変更についてどのように考えるかをたずねたところ、「削減目標を堅持し、給付水準の引き下げ（自己負担の増加）、費用配分の大胆な調整も含め、抑制に注力すべき」が56.1%と半数を超えた。社会保障費は、①高齢化の進行による受給者数の増加、②受給者一人当たり給付額の上昇、とによって増加し、現行の給付制度を維持すれば自然増は避けられない。こうした点を踏まえ、給付水準の適正化が求められたと考えられる。

問7 基礎年金の国庫負担割合

平成21年度から、基礎年金の国庫負担割合が3分の1から2分の1に引上げられたが、将来これを更に押し進め、基礎年金部分は全額国庫負担とするという主張も強まっている。全額国庫負担とすることの是非をたずねたところ、「国庫負担割合は、2分の1に止めるべき」が62.9%（昨年度53.4%）と半数を超え、「財源措置をした上で全額国庫負担とすべき」の30.2%（昨年度33.5%）を大きく上回った。年金財源調達方式として保険料方式の意義を認めた結果と言える。

問8 社会保障と安定財源確保（「中期プログラム」等）

「社会保障国民会議最終報告」（平成20年11月14日）及び「中期プログラム」等において、社会保障の機能強化についての当面及び中長期のプログラムの方針が公表された。このことについての評価をたずねたところ、「道筋は提示されたが、具体的な内容の提示、議論が不十分」と答えた会員が68.3%と圧倒的多数を占めた。国民の適正な判断を導くためにも、改革の具体化と工程表の提示が求められる。

2. 税制全般

(1) 税制抜本改革の道筋

問9 税制抜本改革の道筋と基本的方向性

持続可能な社会保障の構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」において、税制抜本改革の全体像が示されており、中期プログラムの準備と実行として平成21年度の税制改正に関する法律の附則において税制抜本改革の道筋及び基本的方向性が明らかにされた。このことについて会員の意見をたずねたところ、「ある程度評価す

る」が69.3%に達し、「具体的な内容は不明であり、あまり評価できない」の22.4%を大きく上回った。改革について、さらに具体化をすすめ、国民の理解を求める第一歩を踏み出したという評価である。

(2) 税制改正へ向けての基本的視点

問10 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。61.0%の会員が「公平性の確保」をあげ（昨年度69.1%）、課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。また、「簡素性の確保」の26.3%（昨年度20.4%）がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は可能なかぎり簡素なものでなくてはならず、ややもすると軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は物語っている。

問11 税制改革にあたって重要な視点

課税原則に加え、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答可でたずねたところ、会員の72.2%（昨年度72.8%）が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには、好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、最近の景気の下振れへの懸念を反映した結果とも言える。第2位は「安定的財源の確保」の43.4%（昨年度49.2%）であった。最近、格差問題が大きく取りあげられるようになってきているが、格差問題の是正に関しては、「所得格差」が24.4%、「世代間格差」が13.7%、「地域間格差」が12.7%と、税制改革にあたって格差是正はそれほど重要な視点とは考えられていない。

問12 税目別バランスと税制改正

わが国の課税状況（国税・地方税計）は、平成20年度（当初予算ベース）で、所得税課税が30.2%、法人税課税が28.1%、消費課税が27.4%、資産課税が14.3%となっている。徹底した行財政改革努力を前提に、それでもなお税負担増が避けられないとすれば、新しい時代にふさわしい税制によってそれを受けとめるべきであるが、その際、税体系において所得、消費、資産のバランスにどう配慮すべきかをたずねた。「消費税をより重視する」（フランス型）と答えた会員が42.4%と最も多く、次いで、「消費税、所得税をより重視する」（ドイツ、イギリス型）34.6%であった。「公平性」、「経済活力の強化」の重視という視点から、消費税のメリットが確認されたと言える。

Ⅱ. 各税目

1. 消費税

(1) 引き上げ幅と引き上げ時期

問13 消費税の引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税の増税が議論されており、会員も消費税の役割を重視している。そこで、どの程度の税率が妥当、もしくは容認可能であるかをたずねたところ、「10～15%」が39.0%と最も多く、次いで「7～10%」が33.7%となった。ヨーロッパの国々のように15%を上回る税率を容認する意見は少数であった。

問14 消費税の引き上げ時期

将来に向けた安定財源の確保を消費税に求めるとしても、消費税の引き上げ時期については意見の相違が予想さ

れる。そこで、引き上げ時期についてたずねたところ、「経済の回復が確認できれば、3年後より引き上げるが、景気に配慮して、数年間に渡って徐々に引き上げる」が31.2%、「経済が一定の水準まで回復し、安定するまで引き上げには慎重であるべき」が22.9%と、景気への配慮を重視する会員が多い。また、「歳出改革を徹底的にやるのが先決であり、歳出における「無駄」がなくなるまでは引き上げるべきではない」とする会員も21.5%に上った。景気に配慮するものの、「財政は危機的状況であり、経済の回復が確認できれば、3年後に早急に引き上げる」と、財政状況から可能な限り引き上げ時期を早めるべきとする会員は19.5%にすぎなかった。このように、経済への影響を見極めつつ引き上げるとする会員が多数を占めた。

(2) 使途及び複数税率等

問15 使途及び目的税化

消費税の使途については、消費税の全税収を年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に当てることにより、消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化に使わないこととされた。昨年度の調査では、「一般財源化すべき」が72.3%と圧倒的多数であったが、本年度の調査では「一般税化が税における基本であり、使途の硬直化に繋がる危惧があり反対である」は28.8%と低下し、「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」が39.5%、「社会保障以外の歳出増大の抑制効果があり、評価する」も25.9%に上った。このように、消費税の負担増に際して、消費税の使途を社会保障財源に限定することへの抵抗は薄れてきている。

問16 複数税率

消費税率の引上げが俎上に登るとき、引上げの条件として低所得階層への配慮が必要とする考えがある。その手段の一つである複数税率の採用についてたずねた。昨年度の調査では「税率が2桁になる場合には、逆進性を緩和するため、食料品等に対する軽減税率の適用を行うべき」が53.9%と最多であった。しかし、今年度の調査では、「税制の中立性を歪め、制度を著しく複雑なものとし、事務負担が大きくなるものとなるので、複数税率の導入は反対である。逆進性の問題や低所得者対策が必要だとすれば、給付付き税額控除の導入や給付面での手当てを行うべきである」が59.5%と半数を超えた。ただ、「消費税率が10%を超える場合には複数税率を導入すべき」20.0%、「消費税率を上げる場合（10%以内でも）には、複数税率を導入すべき」16.1%と、複数税率の採用に柔軟な回答も比較的多数に上っている。いずれにせよ、消費税の将来像として、逆進性対策の是非、必要だとすればどのような方法で行うべきかを検討しておく必要がある。

問17 インボイス制度

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ、「複数税率となる場合以外には、導入すべきではない」が33.2%と最多であった。しかし、「複数税率となっても、導入すべきではない」と導入に否定的な会員も28.8%に上っている。一方、「現行税率を引上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである」とする積極的に導入を求める会員は20.0%、「税率が二桁（10%超）になる場合には、導入すべき」が14.1%と、インボイス導入に関しては意見が分かれている。

2. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

わが国の法人課税の実効税率（平成21年1月現在）は、アメリカの水準並の40.69%（国税：27.89%、地方税：12.80%）となっている。しかし、ヨーロッパ諸国を見ると、イギリス28.00%、フランス33.33%、ドイツ29.83%となっている。また、日本企業と競合する中国25.00%、韓国24.2%（平成22年22.0%）等のアジア諸国と比べても、わが国の実効税率は相当高くなっている。平成21年度税制改正の附則104条において「法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに法人の実効税率の引き下げを検討する」こととされた。

問18 実効税率の企業行動への影響

法人収益に課税される法人税は企業活動に影響を及ぼすことになる。とくに、わが国の法人税の実効税率が諸外

国に比べて高い現状では、企業の国際競争力、ひいてはわが国全体の経済活力にも影響を及ぼすことが懸念される。そこで、諸外国との間に実効税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えるかを複数回答可でたずねたところ、「日本の法人税の実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、国際競争力の負担となっている」と答えた会員が68.3%に上った。法人会員に限ると、その比率は73.1%に達する。「外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人税の実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」の32.7%がそれに続いた。これに対して、「企業行動においては、実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない」と答えた会員は17.6%にすぎなかった。このように、わが国の法人実効税率が高いことが経済活力にマイナスの影響を及ぼしている可能性は大きい。

問19 法人実効税率の軽減について

そこで、日本の法人実効税率の軽減についてたずねたところ、「法人税の税率を引き下げべき」と答えた会員は39.0%であり、「実効税率の引き下げだけでなく、研究開発減税、グリーン化税制等の政策減税を拡充をあわせて行うべき」の30.2%とあわせると、会員の約7割が法人実効税率の引き下げが必要としている。わが国の法人税は租税収入において大きな割合を占めており、実効税率の引き下げには抵抗もある。しかし、今回の調査では、「財政状況を考えると、法人税を引き下げべきではない」は9.8%にすぎなかった。法人実効税率を引下げ、税率格差を解消することは、国内への投資を呼び込み、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながることをに着目する必要がある。

問20 法人税率の軽減時期

法人実効税率の引き下げを求めているとしても、その時期については、現在の財政事情に配慮すべきという主張もある。そこで、軽減の時期をたずねた。「将来的には税率を引き下げべきであるが、財政の状況を考えると、消費税の増税等の安定財源の確保等の環境が整うまでの間は、維持することもやむをえない」とする会員が42.4%と最も多く、「抜本的税制改正の中に税率の軽減策を織り込み、スケジュール化を図るべき」36.1%が続いた。そして、「法人税単独でも速やかに税率を引き下げべき」は16.1%と少数であった。このように、会員の多くは法人税率の引き下げの必要性を認識しながらも、財政状況等への配慮から、引き下げ時期については慎重となっている。

問21 課税ベースの拡大

「広く薄く」課税するとともに、税収への配慮から、法人税の税率の引き下げに際しては、課税ベースの拡大を同時に実施すべきとの議論がある。この点についてたずねたところ、「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、拡大の余地は少なく、また課税ベースを拡大するべきでない」と、課税ベースの拡大に否定的な会員が40.5%と最多であった。ただ、こうした法人税の一般的な課税ベース拡大ではなく、政策税制について「研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」とする会員もほぼ同数の38.0%に上った。このように、課税ベースについては全般的な拡大の余地は少なく、政策税の適正化による拡大の方向を探るべきなのかもしれない。

問22 研究開発税制

わが国経済の発展を図り、持続的な成長力を強化するためには、最先端の技術分野や環境関連産業における技術改革、研究開発、技術開発を促進することが不可欠であることから、平成21年度補正予算において、研究開発税制の拡充が租税特別措置として盛り込まれた。この措置に対しては、26.3%の会員が「高く評価する」としている。しかし、短期の時限措置では、大幅な減収減益の状況においては効果が減殺されてしまうことになりかねないことから、「今回の措置を本則化し恒久的な対応とすべき」とする会員が約半数の49.3%に上った。そして、「研究開発税制の拡充よりも法人税率（標準税率）を引き下げべき」は21.0%にすぎなかった。このように、研究開発税制の重要性を指摘する会員が多い。

(2) 法人関連税制

問23 法人関連税制における改正ニーズ

法人税については、近年、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、さらに解決すべき課題も残されている。そこで、税率以外の見直すべき課題について、最も重要なものは何かを複数回答可でたずねた。「連結納税」が59.0%と最多であり、「欠損金の繰越・繰戻」49.3%、「受取配当の益金不算入割合」44.4%、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）」41.0%と続いた。連結納税制度については、依然としてその普及の障害になっている制度が存在すること、企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言える。

1) 連結納税制度

問24 連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止されたものの、他にも、連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答可でたずねたところ、会員の75.1%が「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和」をあげており、「連結会社間の寄付金の損金不算入の撤廃」57.6%、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」47.8%が続いた。企業は経営形態の変更など環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

2) 受取配当の益金不算入割合

問25 受取配当の益金不算入割合

現行制度では受取配当等の益金不算入割合は、連結法人株式等と関係法人株式等が100%であるものの、その他の株式等については50%となっている。

受取配当の益金不算入制度について見直すべき事項をたずねたところ、「関係法人株式等以外の株式等（持株比率25%未満）からの受取配当についての益金不算入割合（現行50%）を上げるべき」が60.0%と、半数を超える会員が見直しを求めている。二重課税防止の観点からの改正が必要である。

3) 国際課税

問26 海外子会社からの受取配当の益金不算入制度について

平成21年度税制改正によって、海外子会社からの受取配当の益金不算入制度が導入された。この制度についての考えを複数回答可でたずねたところ、評価する点としては、会員の52.7%が「従来の税額控除方式に比べ、事務負担が大幅に軽減された」ことをあげ、39.5%が「国外の利益を国内に還流する際の障壁がなくなった」ことをあげた。しかし、「不算入割合が5%存在しており、全額益金不算入としてほしい」が36.1%、「相手国の源泉が取れなくなったので、租税条約の推進がより重要である」が34.1%と、さらなる改善を求める声も多い。

問27 移転価格税制

移転価格課税については、納税猶予制度の創設や運用の明確化を図るための事務運営指針の改正等制度・運用面での一部改善がなされたところであるが、今後、優先度の高い改善点は何かをたずねた。「経済実態を踏まえたガイドラインの充実」と答えた会員が63.9%と第1位であった。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。

問28 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

軽課税国を利用した税負担の不当な軽減防止を目的とする外国子会社合算税制について、最も優先度の高い改正項目をたずねたところ、「軽課国の判定基準である実効税率（現行25%以下）を20%未満に引下げるべき」が47.8%と、半数近くの会員が改正を求めている。

軽課税国の現行の判定基準を適用した場合、中国、韓国をはじめアジアの多くの国々やEUの一部の国も軽課税

国として認定されてしまうことになり、法人税率引下げの国際的な傾向に対応するためにも、軽課税国の判定基準を引き下げるべきという結果である。また、「実効税率が25%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課税国を直接指定する制度を設けるべき」と答えた会員が31.7%に上った。

4) 企業会計と税務会計の乖離

問29 確定決算主義

企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべき」とする会員が42.9%と最多であったが、「実務的に対応が困難な点については、確定決算主義の対象外とすべき」も37.6%、「企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義は廃止すべき」とする会員も17.1%であった。このように、確定決算主義については会員の意見は分かれている。

3. 個人所得税

(1) 所得再分配機能と各種控除

問30 所得再分配機能

最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって個人所得税の再分配機能が薄れているという指摘がある。税率構造等について複数回答可でたずねたところ、「担税力のある高齢者については、公的年金等控除を不適用とすべき」が38.0%と最も多い。平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていないことが背景にある。次いで、「納税者の約8割が10%以下の適用となっているため、10%以下の低ブラケットの幅を縮小すべき」が31.7%であるが、この結果は、応能原則の見地から低税率適用階層においても所得再分配機能を発揮させることを求めたためであると言える。

問31 所得控除等

現行税制においては、婚姻、育児、高齢等の生活の局面に応じ、各種の控除が措置されている。税率とともに税額決定に大きく影響する所得控除のあり方について複数回答可でたずねたところ、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」と答えた会員が最も多く、44.4%と半数近くに上った。子育て支援に関しては児童手当、保育サービスなどの支出面での対応もあるが、税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせる。第2位は「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約すべき」の35.6%であった。給与所得控除については、「画一的に一律の控除を行う方式となっているが、雇用形態が多様化している実態に合わせて、実質控除（控除範囲の見直しを含む）を検討すべき」とする会員が23.9%に上った。雇用や勤務の形態が多様化している今日、勤務の実態に即したものに変わっていくべきことを示唆している。

問32 給付付き税額控除

最近、議論が活発化している給付付き税額控除制度についてたずねたところ、「子育て等に配慮した低所得者支援等として導入すべき」と答えた会員が40.5%と最多であり、「消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべき」の28.8%がそれに次いだ。また、「勤労意欲の向上や就労支援等として導入すべき」も17.6%であった。このように、給付付き税額控除制度の導入目的にはバラツキがある。このことは、導入目的の明確化と、目的にあった制度設計を行うとともに、既存の給付制度との整合性について十分な事前の検討が必要であることを示している。さらには、「正当な受給者の確認が必要となることから、制度導入に当たっては、納税者番号制度等の導入が必要」が26.3%と、導入の前提条件を示した会員も多く、「所得に着目した給付は不公平な制度であり、所得や資産所有状況を考慮する必要があり、社会保障等の給付で対応すべき」も20.5%と、導入それ自体に否定的な会員も存在する。このように、給付付き税額控除制度の導入には解決すべき課題も多いと考えられる。

(2) 納税者番号制度の導入等納税環境

問33 納税者番号制度の導入

的確な課税による公平性を確保するためには納税者番号制度の導入は不可欠であると言われるが、プライバシー問題など解決すべき課題は多い。そこで、納税者番号制の導入についてたずねた。「給付付き税額控除の導入に係わらず、課税の公平性、効率性等のために整備すべきインフラであり、早期に導入すべき」が48.3%と、「制度の導入は望ましいが、セキュリティの確保に疑問があるので、導入には慎重な対応が必要」の36.6%を上回った。昨年度の調査では慎重論が55.0%、早期導入論が36.1%であったが、今年度の調査では逆転した。

問34 年末調整等

納税者意識の向上や公平性の観点からは、現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに、申告納税制度を導入する方が望ましいという意見がある。そこで給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は、維持すべき」を会員の半数近く（47.3%）が支持し、「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の33.2%、「年末調整は廃止して、給与所得者が、自ら確定申告を行えるようにすべき」の16.6%を上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも、利便性を重視した結果と言えよう。

(3) 金融所得課税の一元化

平成21年度税制改正により、上場株式等の譲渡益・配当に対する軽減税率（10%）は23年末まで1年間延長され、原則20%の本則税率の適用は24年1月からとなる。また、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算は21年1月から確定申告で対応、22年1月からは源泉徴収口座において可能となる。

問35 軽減税率

軽減税率（10%）が23年末まで延長されたことについてたずねたところ、「貯蓄から投資への方向を目指すには、その効果が明確に現れるまでは、現在の軽減税率を24年以降も継続すべき」が39.0%であったが、「厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが、制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので、軽減措置はあくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべき」も37.6%と、ほぼ拮抗している。この結果は、「貯蓄から投資へ」との方向性を踏まえて当協会が主張してきたように、金融所得課税一元化の完全実施を期待するものとも考えられる。

問36 番号制度の導入

金融所得間の損益通算制度を的確に実施するためには、何らかの番号制度が必要となるが、これについてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「番号制は、投資家の利便性を向上させるものであり、一律全員に導入すべきである」が48.8%と最多であった。しかし、「番号制は、国民の理解が必ずしも十分でないので、選択的にすべき」も40.0%にのぼり、損益通算の利益を享受するか、それともプライバシーを守るかの選択を各個人に委ねるという対応を支持する会員も多い。

4. 相続税

問37 相続税のあり方

相続税は無償の財産取得に担税力を見いだして課税するもので、個人所得税を補完することに課税根拠がある。その際、累進税率を適用することで資産格差の是正を図ることが期待されている。バブル期における地価の急騰にともなって、基礎控除の引き上げや居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われたが、その後地価がバブル期以前の水準にまで下落したことから、年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合は4%程度にまで低下している。また、平成15年度税制改正において最高税率の引き下げを含む税率構造の見直しも行われた。

こうしたことから、相続税が持つ資産再分配機能が弱まっているという指摘もある。これらを踏まえて、今後の相続税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答可でたずねたところ、会員の38.0%が「課税割合を高める必要はなく、基礎控除額も現行を維持すべき」と考え、「基礎控除額を引き下げ、課税割合を高めるべき」の

26.8%を上回った。最高税率に関しては「維持すべき」が21.0%、「引上げるべき」が20.5%と、両者は拮抗している。

問38 相続税の課税方式

平成21年度税制改正において事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設し、この制度化にあわせて、相続税の課税方式を現在の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることを検討することとされた。この課税方式は、相続財産を取得した各個人について、その取得額に応じて課税するものであり、基礎控除も相続財産を取得した各個人単位で行われることになる。そこで、相続税の望ましい課税方式についてたずねたところ、現行の「法定相続分課税方式」が望ましいとする会員が51.2%と半数を超えた。次いで、ドイツ、フランスなどで採用されている「遺産取得課税方式」が31.2%であり、アメリカやイギリスが採用している「遺産課税方式」は8.8%にすぎなかった。このように、遺産取得課税方式を維持すべきとする回答が圧倒的多数であった。

5. 地方税

問39 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

(1) 地方税のあり方

東京を中心とした大都市と地方との間で財政力格差が拡大していると言われている。その要因は複合的であるが、経済力格差による税収格差を是正する方法として、「消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ、「賛成である」と答えた会員は41.5%であったが、「どちらとも言えない」も42.9%と拮抗している。ただ、「反対」は10.7%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

問40 地方税のあり方

その他に地方税のあり方として賛成できるものはどれかをたずねたところ、「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、一層応益原則を徹底すべき」と答えた会員が48.3%、「法人住民税、法人事業税、外形標準課税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべき」が41.5%であった。後者については、わが国の地方税は法人課税のウエイトが大きく、標準税率を上回って課税する超過課税も法人に偏っていることが回答の背景にあると考えられる。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要がある。

(2) 個人住民税

問41 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格をより強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として、要望したい点を複数選択可でたずねた。個人住民税は前年の所得を基礎とする前年課税を採用しているが、51.2%の会員が「所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべき」と答えた。「均等割の税率引き上げ」は24.9%にすぎなかった。

(3) 法人住民税・法人事業税等

問42 法人住民税・法人事業税等

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答可でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が76.1%と最多であった。次いで、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべき」の62.0%であった。納税環境や税の基本原則の一つである簡索性に照らして検

討を行う必要性を示している。

(4) 固定資産税

問43 固定資産税

固定資産税のあり方として、特に要望したいのはどれかを複数選択可でたずねたところ、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」が61.0%であった。また、「諸外国では例外的な償却資産に対する固定資産税の賦課は廃止すべき」が50.7%に達した。固定資産税は、応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であることが、この回答の背景にあると考えられる。

6. その他の税制等

(1) 自動車関係諸税

問44 自動車関係諸税の是非

揮発油税、石油ガス税、自動車重量税は、受益者負担の観点から自動車ユーザーが道路整備財源を負担することを目的としたものであったが、道路特定財源制度は昨年秋の税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から暫定税率分を含めた税率についても併せて一般財源化された。一般財源化された暫定税率分の税負担についてどのように考えるかをたずねたところ、「暫定税率相当分は減税すべき」が39.0%と最多であったが、「維持すべき」と答えた会員も36.6%に上った。道路整備財源が不足することから設定された暫定税率であるため、一般財源化とともに廃止すべきという判断がある一方で、現在の厳しい財政事情を反映していると言える。

問45 一般財源化された旧道路特定財源の使途

一般財源化した場合、その財源を何に用いるのが望ましいかをたずねたところ、「一般財源であるので、使途について制限をつけるべきでない」と答えた会員が44.4%と最多であった。以下、「電気自動車の給電システム整備、都市における公共交通機関の経営支援等の環境戦略を推進する費用に充てるべき」の23.4%、「道路整備費を削減し、社会保障関係費等に充てるべき」の20.0%が続いた。「引き続きその税収の大半は、道路整備費に充てるべき」と答えた会員は5.9%にすぎなかった。いずれにせよ、その使途については納税者の理解が得られるよう十分な説明が必要である。

(2) 温暖化対策税制

問46 温暖化対策税制のあり方

温暖化対策税制について複数回答可でたずねたところ、「環境税等による単独の国のみの税制では、生産移転等によりCO₂の削減にならない。税制以外の手法により、削減を図るべき」と答えた会員が60.5%に上った。「グリーン化税制をより推進すべき」も32.2%と比較的高い数値であったが、「環境税を導入すべき」は13.7%にすぎなかった。このように、温暖化対策としての新税創設には慎重な意見が多数を占めており、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

(3) 印紙税等

問47 印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならないことから、「課税対象の見直しを行うべき」とする意見が21.0%であったが、「更に進んで廃止を検討すべき」が73.7%と多数を占めた。

Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備

問48 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について、該当するものを複数回答可でたずねた。第1位は「制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」の66.8%であり、望ましい税制の構築において簡索性への配慮も重要であることをこの結果は示している。第2位は「グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている」の50.2%であった。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフトインフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させることの必要性を、この結果は示している。第3位は「国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」の45.4%であった。税金に関して国民の理解を得るためには、租税を取り巻く情報を的確に国民に伝える必要がある。

問49 納税環境の整備

租税原則に沿って制度設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境が整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねたところ、第1位は「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要」の44.9%であった。国と地方の徴税協力は効率性の向上のみならず、適正かつ公平な徴税の執行とともに納税者にとっての利便性の向上にも資するものである。第2位は「納税者番号制度は、租税負担の公平性の確保や税制の信頼性を高める重要な基盤になるので、早期に導入すべき」の39.5%、第3位は「電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべき」の37.6%であった。社会経済情勢の変化に即応した租税制度の設計と納税環境の整備は、よりよい社会を築く上での車の両輪である。

税制に関する意見調査／集計結果

	維持（法人）会員	租研役員・評議員	通常（個人）会員	全 体
送付数	374	送付数 95	送付数 353	送付数 822
回収数	130	回収数 36	回収数 39	回収数 205
回収率	34.8%	回収率 37.9%	回収率 11.0%	回収率 24.9%

I. 財政及び税制全般

1. 財政及び社会保障

(1) 財政支出及び健全化目標				
【問1】 経済危機対策の評価				
昨年夏以降3次にわたる経済対策（財政措置12兆円程度、事業規模75兆円）、さらに、本年4月には経済危機対策（財政措置15.4兆円程度、事業規模56.8兆円程度）がとられました。これらの経済対策についてどのように評価しますか。				
イ) 金融不安を解消し、経済の「底抜け」を防止していることを高く評価する。	(イ) 8 6.2%	(イ) 5 13.9%	(イ) 0 0.0%	(イ) 13 6.3%
ロ) 一部に効果が疑問のものもあるが、金融不安を解消し、経済の「底抜け」防止していることはある程度評価する。	(ロ) 82 63.1%	(ロ) 26 72.2%	(ロ) 16 41.0%	(ロ) 124 60.5%
ハ) 財政出動の規模が小さく、もっと景気刺激策を打つべきである。	(ハ) 5 3.8%	(ハ) 1 2.8%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 6 2.9%
ニ) 効果に疑問のバラマキのものが多く含まれており、あまり評価できない。	(ニ) 24 18.5%	(ニ) 2 5.6%	(ニ) 16 41.0%	(ニ) 42 20.5%
ホ) 財政状況を考えれば、財政出動はより慎重で、効果を吟味すべきであり、評価できない。	(ホ) 8 6.2%	(ホ) 1 2.8%	(ホ) 6 15.4%	(ホ) 15 7.3%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 1 0.8%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 2.6%	(ヘ) 2 1.0%
【問2】 財政赤字と財政健全化目標				
基礎的財政収支は19年度（当初予算）▲4兆円、20年度（当初予算）▲5.2兆円、21年度（当初予算）▲13.1兆円、さらに補正予算による巨額な赤字が上乘せされています。				
結果、我が国の長期債務残高は、国・地方合わせて平成21年度末には▲816兆円と膨大な数値となることが見込まれています。				
この結果、財政健全化の目標について、「基本方針2006」から「基本方針2009」では、下記のように大幅に変更されました。				
○基本方針2006				
・2011年度までにプライマリーバランスを黒字化する。				
○基本方針2009				
・国、地方の債務残高対GDP比を位置付け、2010年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、2020年代初めには安定的に引き下げる。				
・今後10年以内に国・地方のプライマリーバランス黒字化の確実な達成を目指す				
・当面、まずは景気を回復させ、5年を待たずに国・地方のプライマリーバランス赤字（景気対策によるものを除く）の対GDP比を少なくとも半減させることを目指す。				
約8年程度先送りされたものと見られま				

<p>すが、この財政健全化の目標をどう評価しますか。</p> <p>イ) 経済回復を最優先に考えるべきであり、財政健全化は、経済状況によっては、政府目標よりも緩やかでよい。</p> <p>ロ) 「100年に一度」といわれる世界的な経済危機への対応であり、目標を修正することはやむを得ず、今後10年内での黒字化の目標設定は妥当である。</p> <p>ハ) 一定の修正はやむを得ないが、8年もの目標の先延ばしは、将来的な利払い増大、海外からの我が国経済の評価低下等において、将来のリスクを増大し、国民の不安感を増大させるものであり容認できない。今回の目標よりも前倒しして、財政健全化を進めるべきである。</p> <p>ニ) 経済対策による財政出動のため累積債務残高はより危機的状況に落ちっており、歳出・歳入一体化改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって、安易な目標の後退を容認すべきではない。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 5 3.8%</p> <p>(ロ) 48 36.9%</p> <p>(ハ) 66 50.8%</p> <p>(ニ) 8 6.2%</p> <p>(ホ) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 0 0.0%</p> <p>(ロ) 11 30.6%</p> <p>(ハ) 23 63.9%</p> <p>(ニ) 1 2.8%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 4 10.3%</p> <p>(ロ) 9 23.1%</p> <p>(ハ) 20 51.3%</p> <p>(ニ) 5 12.8%</p> <p>(ホ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 9 4.4%</p> <p>(ロ) 68 33.2%</p> <p>(ハ) 109 53.2%</p> <p>(ニ) 14 6.8%</p> <p>(ホ) 2 1.0%</p>
<p>【問3】 歳出削減</p> <p>今般の経済危機対策もあり、歳出は一次的に増大しておりますが、財政の状況を考えれば、行政の効率化、歳出削減努力の継続は必要と思われまます。今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか（複数回答可）。</p> <p>イ) 社会保障</p> <p>ロ) 公共事業</p> <p>ハ) 防衛</p> <p>ニ) 文教・科学振興</p> <p>ホ) 地方交付税等</p> <p>ヘ) 公務員人件費</p> <p>ト) 特別会計、独立行政法人等</p> <p>チ) 特にない</p> <p>リ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	<p>(イ) 9 6.9%</p> <p>(ロ) 56 43.1%</p> <p>(ハ) 17 13.1%</p> <p>(ニ) 1 0.8%</p> <p>(ホ) 9 6.9%</p> <p>(ヘ) 95 73.1%</p> <p>(ト) 107 82.3%</p> <p>(チ) 2 1.5%</p> <p>(リ) 3 2.3%</p>	<p>(イ) 6 16.7%</p> <p>(ロ) 12 33.3%</p> <p>(ハ) 3 8.3%</p> <p>(ニ) 1 2.8%</p> <p>(ホ) 5 13.9%</p> <p>(ヘ) 23 63.9%</p> <p>(ト) 27 75.0%</p> <p>(チ) 1 2.8%</p> <p>(リ) 2 5.6%</p>	<p>(イ) 7 17.9%</p> <p>(ロ) 15 38.5%</p> <p>(ハ) 5 12.8%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 4 10.3%</p> <p>(ヘ) 18 46.2%</p> <p>(ト) 31 79.5%</p> <p>(チ) 1 2.6%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 22 10.7%</p> <p>(ロ) 83 40.5%</p> <p>(ハ) 25 12.2%</p> <p>(ニ) 2 1.0%</p> <p>(ホ) 18 8.8%</p> <p>(ヘ) 136 66.3%</p> <p>(ト) 165 80.5%</p> <p>(チ) 4 2.0%</p> <p>(リ) 5 2.4%</p>
<p>(2) 受益と負担</p> <p>【問4】 受益と負担水準</p> <p>我が国においては、国民全体が受ける社会保障や教育等の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉—低負担」と言われており、今後高齢化の進展に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されます。政府においては、中期プログラム「国民の安心強化のための社会保障安定財源等の確保」として堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築することとしていますが、どのように考えますか。</p> <p>イ) 「受益」と「負担」が乖離し非常に問題であり、方針に賛成である。</p> <p>ロ) これからの少子高齢化、「より安心な社会」を考えれば、更に「高福祉—高負担」に踏み出すべきである。</p> <p>ハ) 社会保障や教育等については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、負担（増税）を上げるのではなく、「低</p>	<p>(イ) 100 76.9%</p> <p>(ロ) 9 6.9%</p> <p>(ハ) 13 10.0%</p> <p>(ニ) 6 4.6%</p>	<p>(イ) 27 75.0%</p> <p>(ロ) 2 5.6%</p> <p>(ハ) 6 16.7%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 26 66.7%</p> <p>(ロ) 9 23.1%</p> <p>(ハ) 4 10.3%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 153 74.6%</p> <p>(ロ) 20 9.8%</p> <p>(ハ) 23 11.2%</p> <p>(ニ) 6 2.9%</p>

福祉一低負担」とすべきである。					
二) その他 (具体的にご記入ください)					
【問5】 国民負担率に関する意識					
国・地方の国民負担割合は38.9% (平成21年度)であるが、今後の厳しい国・地方の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進展による社会保障費等の支出増加が見込まれますが、財政支出の増加に対しては、負担面からの制約もあるかと思われます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。					
イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。	(イ) 1 0.8%	(イ) 0 0.0%	(イ) 6 15.4%	(イ) 7 3.4%	
ロ) 50%程度を限度とすべきである。	(ロ) 66 50.8%	(ロ) 20 55.6%	(ロ) 16 41.0%	(ロ) 102 49.8%	
ハ) 現状レベルを維持すべきである。	(ハ) 53 40.8%	(ハ) 12 33.3%	(ハ) 13 33.3%	(ハ) 78 38.0%	
ニ) 現状でも、負担レベルが高く、下げるべきである。	(ニ) 6 4.6%	(ニ) 2 5.6%	(ニ) 4 10.3%	(ニ) 12 5.9%	
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 1 0.8%	(ホ) 1 2.8%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 1.0%	
(3) 社会保障					
【問6】 社会保障費の抑制目標					
「基本方針2006」で社会保障費の自然増分を毎年2,200億円抑制する目標が決められ、平成19年度、20年度及び21年度予算で実施されたが、「基本方針2009」では抑制の目標が「社会保障の必要な修復をするなど」と変更されました。これについてどのように考えますか。					
イ) 給付水準を維持するためには、削減目標を変更(軽くする)べきである。	(イ) 25 19.2%	(イ) 6 16.7%	(イ) 10 25.6%	(イ) 41 20.0%	
ロ) 安心できる社会を築くためには、現行より給付水準を引き上げる必要があり、削減目標を設定することには問題がある。	(ロ) 20 15.4%	(ロ) 2 5.6%	(ロ) 6 15.4%	(ロ) 28 13.7%	
ハ) 社会保障費は、最大且つ今後増大する財政支出項目であり、明確な目標がないと増加に対する歯止めがきかなくなる。削減目標を堅持し、給付水準の引き下げ(自己負担の増加)、費用配分の大胆な調整も含め、抑制に注力すべきである。	(ハ) 72 55.4%	(ハ) 22 61.1%	(ハ) 21 53.8%	(ハ) 115 56.1%	
ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ニ) 11 8.5%	(ニ) 5 13.9%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 17 8.3%	
【問7】 基礎年金の国庫負担割合					
基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までに現行の3分の1から2分の1に上げられましたが、その財源については、平成21年度及び平成22年度の2年間は臨時の財源を手当てすることとされた。今後、税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で恒久化することとされています。将来これを更に押し進め、基礎年金部分は全額国庫負担とすることについてどのように考えますか。					
イ) 財源措置をした上で全額国庫負担とすべきである。	(イ) 47 36.2%	(イ) 6 16.7%	(イ) 9 23.1%	(イ) 62 30.2%	
ロ) 国庫負担割合は、2分の1に止めるべきである。	(ロ) 76 58.5%	(ロ) 24 66.7%	(ロ) 29 74.4%	(ロ) 129 62.9%	
ハ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ハ) 4 3.1%	(ハ) 1 2.8%	(ハ) 1 2.6%	(ハ) 6 2.9%	
【問8】 社会保障と安定財源確保(「中期プログラム」等)					
年金、医療、介護等の一連の社会保障制度については、「社会保障国民会議最終報告」(平成20年11月14日)及び*「中期プロ					

<p>グラム」等において、社会保障の機能強化についての当面及び中長期のプログラムの方針が公表されていますが、どのように評価しますか。</p> <p>*持続可能な社会保障構築とその安定財源に向けた「中期プログラム」:</p> <p>持続可能な社会保障の構築を目的として、H20.12.24に閣議決定、H21.6.23に一部改正され、下記のような内容について方向性、道筋が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保 ・税制抜本改革の全体像 ・今後の歳出改革のあり方 ・社会保障の機能強化の工程表 等 <p>イ) 道筋が提示されたことを高く評価する。</p> <p>ロ) 道筋は提示されたが、具体的な内容の提示、議論が不十分である。</p> <p>ハ) 具体性に乏しく、実現性が疑問である。</p> <p>ニ) 対策のスケジュールは全体に遅く、より迅速に行うべき。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 12 9.2%</p> <p>(ロ) 94 72.3%</p> <p>(ハ) 19 14.6%</p> <p>(ニ) 3 2.3%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 4 11.1%</p> <p>(ロ) 28 77.8%</p> <p>(ハ) 2 5.6%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 1 2.8%</p>	<p>(イ) 1 2.6%</p> <p>(ロ) 18 46.2%</p> <p>(ハ) 13 33.3%</p> <p>(ニ) 6 15.4%</p> <p>(ホ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 17 8.3%</p> <p>(ロ) 140 68.3%</p> <p>(ハ) 34 16.6%</p> <p>(ニ) 9 4.4%</p> <p>(ホ) 2 1.0%</p>
<p>2. 税制全般</p> <p>持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」において税制抜本改革の全体像が示されており、中期プログラムの準備と実行として平成21年度の税制改正に関する法律の附則において税制抜本改革の道筋及び基本的方向性が明らかにされています。</p>				
<p>(1) 税制抜本改革の道筋</p> <p>【問9】 税制抜本改革の道筋と基本的方向性</p> <p>税制抜本改革の道筋と基本的方向性が法律の附則において立法上明らかにされたことをどう評価しますか。</p>				
<p>イ) 法律の附則において将来の税制措置が明確になったことは、画期的なことであり、高く評価する。</p> <p>ロ) 具体的措置は今後検討されるが、ある程度評価する。</p> <p>ハ) 具体的な内容は不明であり、あまり評価できない。</p> <p>ニ) 全く評価しない。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 4 3.1%</p> <p>(ロ) 96 73.8%</p> <p>(ハ) 27 20.8%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 2 5.6%</p> <p>(ロ) 26 72.2%</p> <p>(ハ) 7 19.4%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 2 5.1%</p> <p>(ロ) 20 51.3%</p> <p>(ハ) 12 30.8%</p> <p>(ニ) 4 10.3%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 8 3.9%</p> <p>(ロ) 142 69.3%</p> <p>(ハ) 46 22.4%</p> <p>(ニ) 4 2.0%</p> <p>(ホ) 1 0.5%</p>
<p>(2) 税制改正へ向けての基本的視点</p> <p>【問10】 課税原則</p> <p>次の課税原則のうち、現行税制を踏まえ、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。</p>				
<p>イ) 公平性の確保</p> <p>ロ) 中立性の確保</p> <p>ハ) 簡素性の確保</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	<p>(イ) 79 60.8%</p> <p>(ロ) 13 10.0%</p> <p>(ハ) 34 26.2%</p> <p>(ニ) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 23 63.9%</p> <p>(ロ) 2 5.6%</p> <p>(ハ) 9 25.0%</p> <p>(ニ) 1 2.8%</p>	<p>(イ) 23 59.0%</p> <p>(ロ) 4 10.3%</p> <p>(ハ) 11 28.2%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 125 61.0%</p> <p>(ロ) 19 9.3%</p> <p>(ハ) 54 26.3%</p> <p>(ニ) 2 1.0%</p>
<p>【問11】 税制改革にあたって重要な視点</p> <p>税制改革に当り、課税原則に加え、特に重視すべき点はどのようなことですか（複数回答可）。</p>				
<p>イ) 経済活力の強化</p>	<p>(イ) 104 80.0%</p>	<p>(イ) 28 77.8%</p>	<p>(イ) 16 41.0%</p>	<p>(イ) 148 72.2%</p>

ロ) 少子化対策	(ロ)	42	32.3%	(ロ)	12	33.3%	(ロ)	10	25.6%	(ロ)	64	31.2%
ハ) 所得格差問題の是正（所得再分配効果の回復）	(ハ)	33	25.4%	(ハ)	7	19.4%	(ハ)	10	25.6%	(ハ)	50	24.4%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ)	16	12.3%	(ニ)	4	11.1%	(ニ)	8	20.5%	(ニ)	28	13.7%
ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	(ホ)	13	10.0%	(ホ)	4	11.1%	(ホ)	9	23.1%	(ホ)	26	12.7%
ヘ) 安定的財源の確保	(ヘ)	53	40.8%	(ヘ)	20	55.6%	(ヘ)	16	41.0%	(ヘ)	89	43.4%
ト) 国税と地方税の役割分担の明確化（含む、地方分権化）	(ト)	44	33.8%	(ト)	9	25.0%	(ト)	16	41.0%	(ト)	69	33.7%
チ) その他（具体的にご記入下さい）	(チ)	1	0.8%	(チ)	1	2.8%	(チ)	0	0.0%	(チ)	2	1.0%

【問12】 税目別バランスと税制改正

日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成20年度（当初予算ベース）で、所得税課税が30.2%、法人税課税が28.1%、消費課税が27.4%、資産課税が14.3%という税目別の税収構造比率になっています。今後、税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造どのように改善させるべきだと考えますか。

〈参考〉各国の税目別バランス

（日本）

所得30%、法人28%、消費27%、資産14%
（平成20年当初予算）

（アメリカ）

所得48%、法人16%、消費22%、資産15%
（平成18年実績）

（ドイツ）

所得40%、法人10%、消費47%、資産4%
（ ）

（フランス）

所得28%、法人11%、消費40%、資産22%
（ ）

（イギリス）

所得36%、法人13%、消費36%、資産15%
（ ）

イ) 消費税をより重視する（フランス型）	(イ)	55	42.3%	(イ)	21	58.3%	(イ)	11	28.2%	(イ)	87	42.4%
ロ) 消費税、所得税をより重視する（ドイツ、イギリス型）	(ロ)	47	36.2%	(ロ)	7	19.4%	(ロ)	17	43.6%	(ロ)	71	34.6%
ハ) 所得税をより重視する（米国型）	(ハ)	2	1.5%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	3	7.7%	(ハ)	5	2.4%
ニ) 日本の現状維持	(ニ)	20	15.4%	(ニ)	4	11.1%	(ニ)	7	17.9%	(ニ)	31	15.1%
ホ) その他（具体的にご記入下さい）	(ホ)	3	2.3%	(ホ)	2	5.6%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	5	2.4%

II. 各税目

1. 消費税

(1) 引き上げ幅と引き上げ時期

【問13】 消費税の引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税（地方消費税含む、現行5%）の増税が議論されています。国民保障会議等の試算や海外の税率等を参考にどの程度の税率が妥当、もしくは容認可能であると考えますか。

〈参考〉

(10%) 韓国, オーストラリア, インドネシア, (15%) メキシコ, ルクセンブルク (16%) スペイン, (17%) 中国, (17.5%) イギリス, (19%) フランス, ドイツ,

(20%) イタリア, オーストリア, (21%) ベルギー, (25%) デンマーク, スウェー デン, ノルウェー					
イ) 現状維持	(イ) 8 6.2%	(イ) 0 0.0%	(イ) 3 7.7%	(イ) 11 5.4%	
ロ) 5 ~ 7 %	(ロ) 9 6.9%	(ロ) 4 11.1%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 18 8.8%	
ハ) 7 ~ 10%	(ハ) 46 35.4%	(ハ) 11 30.6%	(ハ) 12 30.8%	(ハ) 69 33.7%	
ニ) 10 ~ 15%	(ニ) 53 40.8%	(ニ) 16 44.4%	(ニ) 11 28.2%	(ニ) 80 39.0%	
ホ) 15 ~ 20%	(ホ) 4 3.1%	(ホ) 1 2.8%	(ホ) 2 5.1%	(ホ) 7 3.4%	
ヘ) 20 ~ 25%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 2 5.1%	(ヘ) 2 1.0%	
ト) その他	(ト) 8 6.2%	(ト) 3 8.3%	(ト) 2 5.1%	(ト) 13 6.3%	
【問14】 消費税の引き上げ時期 将来に向けた安定財源の確保を消費税に 求めるとしたら、消費税の引き上げの時期 をどのように考えますか。					
イ) 歳出改革を徹底的にやるのが先決であ り、歳出における「無駄」がなくなるまで は引き上げるべきではない。	(イ) 31 23.8%	(イ) 5 13.9%	(イ) 8 20.5%	(イ) 44 21.5%	
ロ) 経済が一定の水準まで回復し、安定する まで引き上げには慎重であるべき。	(ロ) 32 24.6%	(ロ) 8 22.2%	(ロ) 7 17.9%	(ロ) 47 22.9%	
ハ) 経済の回復が確認できれば、3年後より 引き上げるが、景気に配慮して、数年間に 渡って徐々に引き上げる。	(ハ) 42 32.3%	(ハ) 13 36.1%	(ハ) 9 23.1%	(ハ) 64 31.2%	
ニ) 財政は危機的状況であり、経済の回復が 確認できれば、3年後に早急に引き上げる。	(ニ) 21 16.2%	(ニ) 8 22.2%	(ニ) 11 28.2%	(ニ) 40 19.5%	
ホ) 徐々に平成23年から引き上げる。	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 5.1%	(ホ) 2 1.0%	
ヘ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ヘ) 1 0.8%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 2.6%	(ヘ) 2 1.0%	
(2) 使途及び複数税率等					
【問15】 使途及び目的税化 消費税の使途については、消費税の全税 収を年金、医療及び介護の社会保障給付及 び少子化対策の費用に当てることにより、 消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化 に使わないこととされました。これをどの ように考えますか。					
イ) 社会保障以外の歳出増大の抑制効果があ り、評価する。	(イ) 38 29.2%	(イ) 8 22.2%	(イ) 7 17.9%	(イ) 53 25.9%	
ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうた めには、目的税化はやむを得ない。	(ロ) 53 40.8%	(ロ) 15 41.7%	(ロ) 13 33.3%	(ロ) 81 39.5%	
ハ) 一般税化が税における基本であり、使途 の硬直化に繋がる危惧があり反対である。	(ハ) 33 25.4%	(ハ) 11 30.6%	(ハ) 15 38.5%	(ハ) 59 28.8%	
ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ニ) 3 2.3%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 7.7%	(ニ) 6 2.9%	
【問16】 複数税率 複数税率の導入についてどのように考え ますか。					
イ) 消費税率が10%を超える負担となる場合 には、低所得者対策等から、生活必需品等 に対しては、複数税率を導入すべきである。	(イ) 27 20.8%	(イ) 6 16.7%	(イ) 8 20.5%	(イ) 41 20.0%	
ロ) 消費税率を上げる場合 (10%以内でも) には、低所得者対策等から、生活必需品等 に対しては、複数税率を導入すべきである。	(ロ) 23 17.7%	(ロ) 5 13.9%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 33 16.1%	
ハ) 税制の中立性を歪め、制度を著しく複雑 なものとし、事務負担が大きなものとなる ので、複数税率の導入は反対である。逆進 性の問題や低所得者対策が必要だとすれ ば、給付付き税額控除の導入や給付面での 手当てを行うべきである。	(ハ) 75 57.7%	(ハ) 23 63.9%	(ハ) 24 61.5%	(ハ) 122 59.5%	
ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ニ) 2 1.5%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 3 1.5%	

<p>【問17】 インボイス制度 仕入れ税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 複数税率となる場合以外には、導入すべきでない。</p> <p>ロ) 税率が二桁（10%超）になる場合には、導入すべきである。</p> <p>ハ) 現行税率を上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである。</p> <p>ニ) 複数税率となっても、導入すべきではない。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	<p>(イ) 48 36.9%</p> <p>(ロ) 15 11.5%</p> <p>(ハ) 24 18.5%</p> <p>(ニ) 39 30.0%</p> <p>(ホ) 2 1.5%</p>	<p>(イ) 14 38.9%</p> <p>(ロ) 4 11.1%</p> <p>(ハ) 7 19.4%</p> <p>(ニ) 10 27.8%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 6 15.4%</p> <p>(ロ) 10 25.6%</p> <p>(ハ) 10 25.6%</p> <p>(ニ) 10 25.6%</p> <p>(ホ) 2 5.1%</p>	<p>(イ) 68 33.2%</p> <p>(ロ) 29 14.1%</p> <p>(ハ) 41 20.0%</p> <p>(ニ) 59 28.8%</p> <p>(ホ) 4 2.0%</p>
<p>2. 法人税</p>				
<p>(1)実効税率と課税ベース 平成21年度税制改正の附則104条において「法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに法人の実効税率の引き下げを検討する」こととされましたが、これに関連して質問します。</p> <p>【問18】 実効税率の企業行動への影響 日本の法人税の実効税率は、下記のように諸外国と比較して高い状況にありますが、諸外国との実効税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えますか（複数回答可）。</p> <p>法人課税の実効税率（2009.1現在）： 日本40.7%（国税＋地方税）、アメリカ40.8%、イギリス28.0%、ドイツ29.8%、中国25.0%、韓国27.5%（2009事業年度より24.2%、2010事業年度22.0%へ改正）</p> <p>イ) 日本の法人税の実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、国際競争力の負担となっている。</p> <p>ロ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。</p> <p>ハ) 外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人税の実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。</p> <p>ニ) 企業行動においては、実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	<p>(イ) 95 73.1%</p> <p>(ロ) 39 30.0%</p> <p>(ハ) 48 36.9%</p> <p>(ニ) 17 13.1%</p> <p>(ホ) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 30 83.3%</p> <p>(ロ) 6 16.7%</p> <p>(ハ) 12 33.3%</p> <p>(ニ) 4 11.1%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 15 38.5%</p> <p>(ロ) 10 25.6%</p> <p>(ハ) 7 17.9%</p> <p>(ニ) 15 38.5%</p> <p>(ホ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 140 68.3%</p> <p>(ロ) 55 26.8%</p> <p>(ハ) 67 32.7%</p> <p>(ニ) 36 17.6%</p> <p>(ホ) 2 1.0%</p>
<p>【問19】 法人実効税率の軽減について 政府においては「法人の実効税率の引き下げを検討」することとされていますが、日本の法人実効税率の軽減についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 法人税の税率を引き下げるべきである。</p> <p>ロ) 研究開発減税、グリーン化税制等の政策減税を拡充する。</p> <p>ハ) イ) ロ) 共に積極的に実施すべき。</p> <p>ニ) 社会保険料を含めると先進国内では、必</p>	<p>(イ) 50 38.5%</p> <p>(ロ) 14 10.8%</p> <p>(ハ) 43 33.1%</p> <p>(ニ) 7 5.4%</p> <p>(ホ) 11 8.5%</p>	<p>(イ) 19 52.8%</p> <p>(ロ) 1 2.8%</p> <p>(ハ) 11 30.6%</p> <p>(ニ) 2 5.6%</p> <p>(ホ) 2 5.6%</p>	<p>(イ) 11 28.2%</p> <p>(ロ) 3 7.7%</p> <p>(ハ) 8 20.5%</p> <p>(ニ) 8 20.5%</p> <p>(ホ) 7 17.9%</p>	<p>(イ) 80 39.0%</p> <p>(ロ) 18 8.8%</p> <p>(ハ) 62 30.2%</p> <p>(ニ) 17 8.3%</p> <p>(ホ) 20 9.8%</p>

ずしも高くなく、引き下げる必要はない。 ホ) 財政状況を考えると、法人税を引き下げるべきではない。 ヘ) その他 (具体的にご記入下さい)	(へ) 4 3.1%	(へ) 1 2.8%	(へ) 0 0.0%	(へ) 5 2.4%
【問20】 法人税率の軽減時期 日本の法人税の税率を引き下げるとしたら時期についてどのように考えますか。 イ) 将来的には税率を引き下げるべきであるが、財政の状況を考えると、消費税の増税等の安定財源の確保等の環境が整うまでの間は、維持することもやむをえない。 ロ) 抜本的税制改正の中に税率の軽減策を織り込み、スケジュール化を図るべきである。 ハ) 世界経済は非常に早いスピードで動いており、抜本税制や消費税の動向に振り回されることなく、法人税単独でも速やかに税率を引き下げるべきである。 ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 57 43.8% (ロ) 46 35.4% (ハ) 22 16.9% (ニ) 1 0.8%	(イ) 12 33.3% (ロ) 16 44.4% (ハ) 5 13.9% (ニ) 1 2.8%	(イ) 18 46.2% (ロ) 12 30.8% (ハ) 6 15.4% (ニ) 3 7.7%	(イ) 87 42.4% (ロ) 74 36.1% (ハ) 33 16.1% (ニ) 5 2.4%
【問21】 課税ベースの拡大 法人税の税率の引き下げに際しては、課税ベースの拡大を検討するとの議論がありますが、どのように考えますか。 イ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、拡大の余地は少なく、また課税ベースを拡大すべきでない。 ロ) 政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。 ハ) 政策税制については、原則廃止し、課税ベースを拡大する。 ニ) 税率を国際水準並みに引き下げる場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない。 ホ) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 61 46.9% (ロ) 47 36.2% (ハ) 4 3.1% (ニ) 13 10.0% (ホ) 0 0.0%	(イ) 16 44.4% (ロ) 15 41.7% (ハ) 0 0.0% (ニ) 3 8.3% (ホ) 0 0.0%	(イ) 6 15.4% (ロ) 16 41.0% (ハ) 8 20.5% (ニ) 6 15.4% (ホ) 2 5.1%	(イ) 83 40.5% (ロ) 78 38.0% (ハ) 12 5.9% (ニ) 22 10.7% (ホ) 2 1.0%
【問22】 研究開発税制 平成21年度補正予算において、税制面での対策の一つ(租税特別措置法)として、研究開発税制の拡充が盛り込まれました。本改正は、平成21、22年度について、試験研究費の総額に係る税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に上げるとともに、当該期に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とするものですが、これに関連してご回答ください(複数回答可)。 イ) 我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制である。今回の経済危機対策における税制措置は、研究開発活動の下支えに資するものとして高く評価する。 ロ) 我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるが、短期の時限措置では、大幅な減収減益の状況においては、税額控除限度額を拡大しても効果が減殺されてしまうため継続が必要。今回の措置を	(イ) 36 27.7% (ロ) 69 53.1% (ハ) 5 3.8% (ニ) 26 20.0% (ホ) 1 0.8%	(イ) 6 16.7% (ロ) 22 61.1% (ハ) 0 0.0% (ニ) 9 25.0% (ホ) 0 0.0%	(イ) 12 30.8% (ロ) 10 25.6% (ハ) 8 20.5% (ニ) 8 20.5% (ホ) 3 7.7%	(イ) 54 26.3% (ロ) 101 49.3% (ハ) 13 6.3% (ニ) 43 21.0% (ホ) 4 2.0%

<p>本則化し恒久的な対応とすべきである。</p> <p>ハ) 研究開発税制によるメリットは製造業に片寄っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。</p> <p>ニ) 研究開発税制の拡充よりも法人税率（標準税率）を引き下げるべきである。</p> <p>ホ) その他（具体的に記入下さい）</p>							
<p>(2) 法人関連税制</p> <p>【問23】 法人関連税制における改正ニーズ グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制（税率を除く）について不断の点検・見直しを行っていく必要がありますが、現在最も見直すべきものはどれでしょうか（複数回答可）。</p> <p>イ) 連結納税 ロ) 組織再編税制 ハ) 受取配当の益金不算入割合 ニ) 欠損金の繰越・繰戻 ホ) 移転価格税制 ヘ) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制） ト) その他（具体的に記入下さい）</p>	<p>(イ) 65 50.0% (ロ) 17 13.1% (ハ) 47 36.2% (ニ) 57 43.8% (ホ) 46 35.4% (ヘ) 53 40.8% (ト) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 36 100.0% (ロ) 3 8.3% (ハ) 35 97.2% (ニ) 35 97.2% (ホ) 8 22.2% (ヘ) 18 50.0% (ト) 1 2.8%</p>	<p>(イ) 20 51.3% (ロ) 8 20.5% (ハ) 9 23.1% (ニ) 9 23.1% (ホ) 16 41.0% (ヘ) 13 33.3% (ト) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 121 59.0% (ロ) 28 13.7% (ハ) 91 44.4% (ニ) 101 49.3% (ホ) 70 34.1% (ヘ) 84 41.0% (ト) 2 1.0%</p>			
<p>1) 連結納税制度</p> <p>【問24】 連結納税制度の改正 各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか（複数回答可）。</p> <p>イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和 ロ) 連結会社間の寄付金の損金不算入の撤廃 ハ) 適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和 ニ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ ホ) 投資修正適用範囲の見直し ヘ) 法人事業税、法人住民税への導入 ト) 連結納税制度の取りやめ承認 チ) その他（具体的に記入下さい）</p>	<p>(イ) 98 75.4% (ロ) 76 58.5% (ハ) 63 48.5% (ニ) 3 2.3% (ホ) 4 3.1% (ヘ) 43 33.1% (ト) 18 13.8% (チ) 7 5.4%</p>	<p>(イ) 33 91.7% (ロ) 28 77.8% (ハ) 22 61.1% (ニ) 0 0.0% (ホ) 2 5.6% (ヘ) 3 8.3% (ト) 3 8.3% (チ) 4 11.1%</p>	<p>(イ) 23 59.0% (ロ) 14 35.9% (ハ) 13 33.3% (ニ) 2 5.1% (ホ) 9 23.1% (ヘ) 8 20.5% (ト) 5 12.8% (チ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 154 75.1% (ロ) 118 57.6% (ハ) 98 47.8% (ニ) 5 2.4% (ホ) 15 7.3% (ヘ) 54 26.3% (ト) 26 12.7% (チ) 12 5.9%</p>			
<p>2) 受取配当の益金不算入割合</p> <p>【問25】 受取配当の益金不算入割合 受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。</p> <p>イ) 関係法人株式等以外の株式等（持株比率25%未満）からの受取配当についての益金不算入割合（現行50%）を上げるべきである。 ロ) 受取配当に係る負債利子控除は廃止すべきである。 ハ) その他（具体的に記入下さい）</p>	<p>(イ) 83 63.8% (ロ) 37 28.5% (ハ) 4 3.1%</p>	<p>(イ) 22 61.1% (ロ) 12 33.3% (ハ) 1 2.8%</p>	<p>(イ) 18 46.2% (ロ) 19 48.7% (ハ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 123 60.0% (ロ) 68 33.2% (ハ) 6 2.9%</p>			
<p>3) 国際課税</p> <p>【問26】 海外子会社からの受取配当の益金不算入制度について 平成21年度税制改正において導入された、海外子会社からの受取配当の益金不算入制度についてどのように考えますか（複数回答可）。</p> <p>イ) 従来の税額控除方式に比べ、事務負担の大幅な軽減となっており評価している。 ロ) 国外の利益を国内に還流する際の障壁が</p>	<p>(イ) 73 56.2% (ロ) 51 39.2% (ハ) 4 3.1%</p>	<p>(イ) 21 58.3% (ロ) 17 47.2% (ハ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 14 35.9% (ロ) 13 33.3% (ハ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 108 52.7% (ロ) 81 39.5% (ハ) 4 2.0%</p>			

なくなり、評価している。	(ニ)	12	9.2%	(ニ)	6	16.7%	(ニ)	4	10.3%	(ニ)	22	10.7%
ハ) 税額控除がとれなくなったことから、不利となった。	(ホ)	51	39.2%	(ホ)	16	44.4%	(ホ)	7	17.9%	(ホ)	74	36.1%
ニ) 導入前と実質的には変化はない。	(ヘ)	47	36.2%	(ヘ)	15	41.7%	(ヘ)	8	20.5%	(ヘ)	70	34.1%
ホ) 不算入割合が5%存在しており、全額益金不算入としてほしい。	(ト)	9	6.9%	(ト)	2	5.6%	(ト)	2	5.1%	(ト)	13	6.3%
ヘ) 相手国の源泉が取れなくなったので、租税条約の推進がより重要である。												
ト) その他 (具体的にご記入下さい)												

【問27】 移転価格税制 移転価格税制について、最も優先度の高い改善はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 経済実態を踏まえたガイドラインの充実	(イ)	90	69.2%	(イ)	22	61.1%	(イ)	19	48.7%	(イ)	131	63.9%
ロ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(ロ)	36	27.7%	(ロ)	14	38.9%	(ロ)	18	46.2%	(ロ)	68	33.2%
ハ) 相互協議の円滑な推進	(ハ)	37	28.5%	(ハ)	9	25.0%	(ハ)	11	28.2%	(ハ)	57	27.8%
ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ニ)	7	5.4%	(ニ)	3	8.3%	(ニ)	3	7.7%	(ニ)	13	6.3%

【問28】 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン税制) 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン税制) について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか (複数回答可)。												
イ) 軽課国の判定基準の引き下げ。20%～25%未満。	(イ)	17	13.1%	(イ)	3	8.3%	(イ)	6	15.4%	(イ)	26	12.7%
ロ) 軽課国の判定基準の引き下げ。20%未満。	(ロ)	67	51.5%	(ロ)	19	52.8%	(ロ)	12	30.8%	(ロ)	98	47.8%
ハ) 実効税率が25%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	(ハ)	43	33.1%	(ハ)	12	33.3%	(ハ)	10	25.6%	(ハ)	65	31.7%
ニ) 現行では、外国子会社の留保利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべきである。	(ニ)	35	26.9%	(ニ)	9	25.0%	(ニ)	9	23.1%	(ニ)	53	25.9%
ホ) 適用除外子会社の要件である非関連者基準 (現行非関連者との取引が50%以上) を緩和すべきである。	(ホ)	21	16.2%	(ホ)	11	30.6%	(ホ)	4	10.3%	(ホ)	36	17.6%
ヘ) 事業判定の基準を明確にしてほしい。	(ヘ)	30	23.1%	(ヘ)	8	22.2%	(ヘ)	10	25.6%	(ヘ)	48	23.4%
ト) その他 (具体的にご記入下さい)	(ト)	10	7.7%	(ト)	5	13.9%	(ト)	2	5.1%	(ト)	17	8.3%

4) 企業会計と税務会計の乖離												
【問29】 確定決算主義 確定決算主義との関連についてどのように考えますか。												
イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義は廃止すべきである。	(イ)	25	19.2%	(イ)	6	16.7%	(イ)	4	10.3%	(イ)	35	17.1%
ロ) 所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべきである。	(ロ)	48	36.9%	(ロ)	16	44.4%	(ロ)	24	61.5%	(ロ)	88	42.9%
ハ) 実務的に対応が困難な点については、確定決算主義の対象外にすべきである。	(ハ)	53	40.8%	(ハ)	14	38.9%	(ハ)	10	25.6%	(ハ)	77	37.6%
ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	2.6%	(ニ)	2	1.0%

3. 個人所得税												
(1) 所得再分配機能と各種控除												
【問30】 所得再分配機能 所得再分配機能に関連し、税率等についてどのように考えますか (複数回答可)。												
イ) 納税者の約8割が10%以下の適用となっているため、10%以下の低ブラケットの幅を縮小すべきである。	(イ)	36	27.7%	(イ)	16	44.4%	(イ)	13	33.3%	(イ)	65	31.7%
ロ) 現行最高税率 (40%) の適用所得額の下限を引下げるべきである。	(ロ)	13	10.0%	(ロ)	3	8.3%	(ロ)	7	17.9%	(ロ)	23	11.2%
ハ) 現行最高税率を引上げるべきである。	(ハ)	35	26.9%	(ハ)	6	16.7%	(ハ)	14	35.9%	(ハ)	55	26.8%
	(ニ)	53	40.8%	(ニ)	10	27.8%	(ニ)	15	38.5%	(ニ)	78	38.0%
	(ホ)	24	18.5%	(ホ)	12	33.3%	(ホ)	7	17.9%	(ホ)	43	21.0%
	(ヘ)	2	1.5%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	7.7%	(ヘ)	5	2.4%

二) 担税力のある高齢者については、公的年金等控除を不適用とすべきである。							
ホ) 税率構造等の現行制度は維持すべきである。							
へ) その他 (具体的にご記入下さい)							
【問31】 所得控除等							
所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか (複数回答可)。							
イ) 配偶者控除については、配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除 (配偶者控除と基礎控除) の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべきである。	(イ) 27 20.8%	(イ) 8 22.2%	(イ) 12 30.8%	(イ) 47 22.9%	(ロ) 42 32.3%	(ロ) 14 38.9%	(ロ) 17 43.6%
ロ) 特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべきである。	(ロ) 62 47.7%	(ロ) 15 41.7%	(ロ) 14 35.9%	(ロ) 91 44.4%	(ハ) 62 47.7%	(ハ) 15 41.7%	(ハ) 14 35.9%
ハ) 子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除 (給付も含め) に改めるべきである。	(ハ) 15 11.5%	(ハ) 3 8.3%	(ハ) 12 30.8%	(ハ) 30 14.6%	(ニ) 30 23.1%	(ニ) 10 27.8%	(ニ) 9 23.1%
二) 現行の給与所得控除については、画一的に一律の控除を行う方式となっているが、雇用形態が多様化している実態に合わせて、実質控除 (控除範囲の見直しを含む) を検討すべきである。	(ニ) 21 16.2%	(ニ) 4 11.1%	(ニ) 17 43.6%	(ニ) 42 20.5%	(ホ) 15 11.5%	(ホ) 3 8.3%	(ホ) 12 30.8%
ホ) 給与所得控除については、高所得者でも5%の給与所得控除があるので、上限を設けるべきである。	(ホ) 2 1.5%	(ホ) 1 2.8%	(ホ) 1 2.6%	(ホ) 4 2.0%	ヘ) 21 16.2%	ヘ) 4 11.1%	ヘ) 17 43.6%
へ) 退職所得については、転職者とのバランス等を考慮して、勤続年数20年を境に1年当たりの退職所得控除額が急増する仕組みを改めるべきである。					ト) 2 1.5%	ト) 1 2.8%	ト) 1 2.6%
ト) その他 (具体的にご記入下さい)							
【問32】 給付付き税額控除							
給付付き税額控除の導入をどのように考えますか (複数回答可)。							
(注) 給付付き税額控除とは、給付と組み合わせられた税額控除制度であって、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されています。							
イ) 子育て等に配慮した低所得者支援等として導入すべきである。	(イ) 57 43.8%	(イ) 15 41.7%	(イ) 11 28.2%	(イ) 83 40.5%	(ロ) 25 19.2%	(ロ) 5 13.9%	(ロ) 6 15.4%
ロ) 勤労意欲の向上や就労支援等として導入すべきである。	(ロ) 38 29.2%	(ロ) 13 36.1%	(ロ) 8 20.5%	(ロ) 59 28.8%	(ハ) 38 29.2%	(ハ) 13 36.1%	(ハ) 8 20.5%
ハ) 消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべきである。	(ハ) 26 20.0%	(ハ) 6 16.7%	(ハ) 10 25.6%	(ハ) 42 20.5%	(ニ) 26 20.0%	(ニ) 6 16.7%	(ニ) 10 25.6%
二) 所得に着目した給付は不公平な制度であり、所得や資産所有状況を考慮する必要がある、社会保障等の給付で対応すべきである。	(ニ) 14 10.8%	(ニ) 6 16.7%	(ニ) 9 23.1%	(ニ) 29 14.1%	(ホ) 14 10.8%	(ホ) 6 16.7%	(ホ) 9 23.1%
ホ) 歳入と歳出を同時に組み込むこととなり、本来区分すべきものであり、好ましいものではない。	(ホ) 36 27.7%	(ホ) 6 16.7%	(ホ) 12 30.8%	(ホ) 54 26.3%	(ヘ) 36 27.7%	(ヘ) 6 16.7%	(ヘ) 12 30.8%
	(ト) 2 1.5%	(ト) 1 2.8%	(ト) 3 7.7%	(ト) 6 2.9%			

<p>へ) 正当な受給者の確認が必要となることから、制度導入に当たっては、納税者番号制度等の導入が必要である。</p> <p>ト) その他 (具体的にご記入下さい)</p>							
<p>(2) 納税者番号制度の導入等納税環境</p> <p>【問33】 納税者番号制度の導入</p> <p>納税者番号制の導入についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 給付付き税額控除の導入に係わらず、課税の公平性、効率性等のために整備すべきインフラであり、早期に導入すべきである。</p> <p>ロ) 給付付き税額控除を導入する際に必要であり、納税者番号制度を早期に導入すべきである。</p> <p>ハ) 制度の導入は望ましいが、セキュリティの確保に疑問があるので、導入には慎重な対応が必要である。</p> <p>ニ) 国民の財産等に関するプライバシーに対する国の過度な介入を許すことになるので、納税者番号制度の導入に反対である。</p> <p>ホ) その他 (具体的にご記入下さい)</p>	<p>(イ) 57 43.8%</p> <p>(ロ) 7 5.4%</p> <p>(ハ) 55 42.3%</p> <p>(ニ) 6 4.6%</p> <p>(ホ) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 19 52.8%</p> <p>(ロ) 1 2.8%</p> <p>(ハ) 12 33.3%</p> <p>(ニ) 1 2.8%</p> <p>(ホ) 1 2.8%</p>	<p>(イ) 23 59.0%</p> <p>(ロ) 3 7.7%</p> <p>(ハ) 8 20.5%</p> <p>(ニ) 4 10.3%</p> <p>(ホ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 99 48.3%</p> <p>(ロ) 11 5.4%</p> <p>(ハ) 75 36.6%</p> <p>(ニ) 11 5.4%</p> <p>(ホ) 3 1.5%</p>			
<p>【問34】 年末調整等</p> <p>給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 年末調整は廃止して、給与所得者が、自ら確定申告を行えるようにすべきである。</p> <p>ロ) 給与所得者については、年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべきである。</p> <p>ハ) 年末調整を含め現行制度は、維持すべきである。</p> <p>ニ) その他 (具体的にご記入下さい)</p>	<p>(イ) 19 14.6%</p> <p>(ロ) 48 36.9%</p> <p>(ハ) 59 45.4%</p> <p>(ニ) 2 1.5%</p>	<p>(イ) 6 16.7%</p> <p>(ロ) 10 27.8%</p> <p>(ハ) 19 52.8%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 9 23.1%</p> <p>(ロ) 10 25.6%</p> <p>(ハ) 19 48.7%</p> <p>(ニ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 34 16.6%</p> <p>(ロ) 68 33.2%</p> <p>(ハ) 97 47.3%</p> <p>(ニ) 3 1.5%</p>			
<p>(3) 金融所得課税の一元化</p> <p>平成21年度の税制改正により、上場株式等の譲渡益・配当に対する軽減税率 (10%) は、23年末まで1年間延長され、原則20%の本則税率の適用は24年1月からとなる。また、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算は21年1月から確定申告で対応、22年1月からは源泉徴収口座において可能となります。このように金融経済情勢の極めて厳しい状況を背景に、金融所得課税は先送りされています。</p>							
<p>【問35】 軽減税率</p> <p>軽減税率 (10%) が、23年末まで延長されましたが、どのように考えますか。</p> <p>イ) 厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが、制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので、軽減措置はあくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべきである。</p> <p>ロ) 貯蓄から投資への方角を目指すには、その効果が明確に現れるまでは、現在の軽減税率を24年以降も継続すべきである。</p> <p>ハ) 早期に金融所得課税の一元化を進めるべきである。</p> <p>ニ) その他 (具体的にご記入下さい)</p>	<p>(イ) 49 37.7%</p> <p>(ロ) 53 40.8%</p> <p>(ハ) 24 18.5%</p> <p>(ニ) 1 0.8%</p>	<p>(イ) 12 33.3%</p> <p>(ロ) 17 47.2%</p> <p>(ハ) 6 16.7%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 16 41.0%</p> <p>(ロ) 10 25.6%</p> <p>(ハ) 13 33.3%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 77 37.6%</p> <p>(ロ) 80 39.0%</p> <p>(ハ) 43 21.0%</p> <p>(ニ) 1 0.5%</p>			
<p>【問36】 番号制度の導入</p> <p>金融所得間の損益通算制度を的確に実施</p>							

<p>するためには、何らかの番号制度が必要となるという意見がありますが、これについてどのように考えますか（複数回答可）。</p> <p>イ) 番号制は、投資家の利便性を向上させるものであり、一律全員に導入すべきである。</p> <p>ロ) 番号制は、国民の理解が必ずしも十分でないので、選択性にすべきである。</p> <p>ハ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	(イ) 61 46.9%	(イ) 15 41.7%	(イ) 24 61.5%	(イ) 100 48.8%
	(ロ) 58 44.6%	(ロ) 13 36.1%	(ロ) 11 28.2%	(ロ) 82 40.0%
	(ハ) 7 5.4%	(ハ) 5 13.9%	(ハ) 3 7.7%	(ハ) 15 7.3%

4. 相続税

【問37】 相続税のあり方

今後の相続税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。

<p>イ) 相続税は、基礎控除額を引き下げ、課税割合を高めるべきである。</p> <p>ロ) 課税割合を高める必要はなく、基礎控除額も現行を維持すべきである。</p> <p>ハ) 現行最高税率（50%）は、引下げるべきである。</p> <p>ニ) 現行最高税率は、引上げるべきである。</p> <p>ホ) 現行最高税率は、維持すべきである。</p> <p>ヘ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	(イ) 29 22.3%	(イ) 10 27.8%	(イ) 16 41.0%	(イ) 55 26.8%
	(ロ) 53 40.8%	(ロ) 12 33.3%	(ロ) 13 33.3%	(ロ) 78 38.0%
	(ハ) 19 14.6%	(ハ) 4 11.1%	(ハ) 5 12.8%	(ハ) 28 13.7%
	(ニ) 23 17.7%	(ニ) 9 25.0%	(ニ) 10 25.6%	(ニ) 42 20.5%
	(ホ) 25 19.2%	(ホ) 11 30.6%	(ホ) 7 17.9%	(ホ) 43 21.0%
	(ヘ) 3 2.3%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 2.6%	(ヘ) 4 2.0%

【問38】 相続税の課税方式

相続税の課税方式として、どの方式が望ましいと考えますか。

<p>イ) 遺産課税方式（遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税者として課税する方式。アメリカ、イギリス適用）</p> <p>ロ) 遺産取得課税方式（相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、そのものが取得した遺産を課税物件として課税する方式。ドイツ、フランス適用）</p> <p>ハ) 法定遺産課税取得方式（現行方式、相続税の総額を法定相続人の数を法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式）</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	(イ) 10 7.7%	(イ) 2 5.6%	(イ) 6 15.4%	(イ) 18 8.8%
	(ロ) 40 30.8%	(ロ) 8 22.2%	(ロ) 16 41.0%	(ロ) 64 31.2%
	(ハ) 67 51.5%	(ハ) 22 61.1%	(ハ) 16 41.0%	(ハ) 105 51.2%
	(ニ) 6 4.6%	(ニ) 2 5.6%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 9 4.4%

5. 地方税

(1) 地方税のあり方

【問39】 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地域間の財政力格差の問題の解決、安定的な財源確保の方法として、消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。

<p>イ) 賛成である。</p> <p>ロ) 反対である。</p> <p>ハ) どちらともいえない。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入下さい）</p>	(イ) 51 39.2%	(イ) 20 55.6%	(イ) 14 35.9%	(イ) 85 41.5%
	(ロ) 13 10.0%	(ロ) 1 2.8%	(ロ) 8 20.5%	(ロ) 22 10.7%
	(ハ) 59 45.4%	(ハ) 13 36.1%	(ハ) 16 41.0%	(ハ) 88 42.9%
	(ニ) 4 3.1%	(ニ) 1 2.8%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 6 2.9%

【問40】 地方税のあり方

上記【問39】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか（複数回答可）。

<p>イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、一層応益原則を徹底すべきである。</p> <p>ロ) 法人住民税、法人事業税、外形標準課税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるべきである。</p>	(イ) 57 43.8%	(イ) 18 50.0%	(イ) 24 61.5%	(イ) 99 48.3%
	(ロ) 59 45.4%	(ロ) 18 50.0%	(ロ) 8 20.5%	(ロ) 85 41.5%
	(ハ) 6 4.6%	(ハ) 2 5.6%	(ハ) 6 15.4%	(ハ) 14 6.8%
	(ニ) 35 26.9%	(ニ) 7 19.4%	(ニ) 6 15.4%	(ニ) 48 23.4%
	(ホ) 5 3.8%	(ホ) 1 2.8%	(ホ) 3 7.7%	(ホ) 9 4.4%

るので見直すべきである。							
ハ) 個人住民税（均等割）をはじめとして個人課税のウエイトは低いので見直すべきである。							
ニ) 超過課税、法定外税は見直すべき。							
ホ) その他（具体的にご記入下さい）							
(2) 個人住民税							
【問41】 個人住民税							
個人住民税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。							
イ) 応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引上げるべきである。	(イ) 26 20.0%	(イ) 13 36.1%	(イ) 12 30.8%	(イ) 51 24.9%			
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行うべきである。	(ロ) 11 8.5%	(ロ) 5 13.9%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 21 10.2%			
ハ) 個人住民税を引き上げる際、低所得者対策として、給付や給付付税額控除等での対応をセットで考えるべきである。	(ハ) 31 23.8%	(ハ) 6 16.7%	(ハ) 8 20.5%	(ハ) 45 22.0%			
ニ) 現行制度を維持するべきである。	(ニ) 20 15.4%	(ニ) 2 5.6%	(ニ) 8 20.5%	(ニ) 30 14.6%			
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべきである。	(ホ) 68 52.3%	(ホ) 22 61.1%	(ホ) 15 38.5%	(ホ) 105 51.2%			
ヘ) その他（具体的にご記入下さい）	(ヘ) 2 1.5%	(ヘ) 1 2.8%	(ヘ) 1 2.6%	(ヘ) 4 2.0%			
(3) 法人住民税・法人事業税等							
【問42】 法人住民税・法人事業税等							
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。							
イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべきである。	(イ) 100 76.9%	(イ) 30 83.3%	(イ) 26 66.7%	(イ) 156 76.1%			
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改めるべきである。	(ロ) 35 26.9%	(ロ) 5 13.9%	(ロ) 4 10.3%	(ロ) 44 21.5%			
ハ) 法人住民税にも、連結納税制度を導入すべきである。	(ハ) 32 24.6%	(ハ) 9 25.0%	(ハ) 8 20.5%	(ハ) 49 23.9%			
ニ) 外形標準課税については、現在資本金1億円超の企業に適用があるが、応益原則等の見地から、資本金1億円以下の企業にも適用すべきである。	(ニ) 34 26.2%	(ニ) 8 22.2%	(ニ) 4 10.3%	(ニ) 46 22.4%			
ホ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべきである。	(ホ) 87 66.9%	(ホ) 26 72.2%	(ホ) 14 35.9%	(ホ) 127 62.0%			
ヘ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割は応益負担とは言えず見直すべきである。	(ヘ) 13 10.0%	(ヘ) 6 16.7%	(ヘ) 4 10.3%	(ヘ) 23 11.2%			
ト) その他（具体的にご記入下さい）	(ト) 4 3.1%	(ト) 1 2.8%	(ト) 1 2.6%	(ト) 6 2.9%			
(4) 固定資産税							
【問43】 固定資産税							
固定資産税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。							
イ) 諸外国では例外的な償却資産に対する固定資産税の賦課は廃止すべきである。	(イ) 71 54.6%	(イ) 21 58.3%	(イ) 12 30.8%	(イ) 104 50.7%			
	(ロ) 83 63.8%	(ロ) 25 69.4%	(ロ) 17 43.6%	(ロ) 125 61.0%			

ロ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべきである。	(ハ) 23 17.7%	(ハ) 11 30.6%	(ハ) 8 20.5%	(ハ) 42 20.5%
ハ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げる等負担の適正化を図るべきである。	(ニ) 21 16.2%	(ニ) 6 16.7%	(ニ) 13 33.3%	(ニ) 40 19.5%
ニ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準によるべきである。				

6. その他の税制等

(1) 自動車関係諸税

【問44】 自動車関係諸税の是非

道路特定財源制度は、昨年秋の税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から暫定税率分を含めた税率についても併せて一般財源化されました。一般財源化された暫定税率分の税負担についてはどのように考えますか。

イ) 維持すべきである。	(イ) 41 31.5%	(イ) 16 44.4%	(イ) 18 46.2%	(イ) 75 36.6%
ロ) 暫定税率相当分は減税すべきである。	(ロ) 56 43.1%	(ロ) 11 30.6%	(ロ) 13 33.3%	(ロ) 80 39.0%
ハ) どちらともいえない。	(ハ) 27 20.8%	(ハ) 6 16.7%	(ハ) 8 20.5%	(ハ) 41 20.0%
ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(ニ) 2 1.5%	(ニ) 1 2.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 1.5%

【問45】 一般財源化された旧道路特定財源の用途

一般財源化された旧道路特定財源相当分の税収の用途についてどのように考えますか。

イ) 一般財源ではあるが、引き続きその税収の大半は、道路整備費に充てるべきである。	(イ) 7 5.4%	(イ) 3 8.3%	(イ) 2 5.1%	(イ) 12 5.9%
ロ) 電気自動車の給電システム整備、都市における公共交通機関の経営支援等の環境戦略を推進する費用に充てるべきである。	(ロ) 28 21.5%	(ロ) 6 16.7%	(ロ) 14 35.9%	(ロ) 48 23.4%
ハ) 道路整備費を削減し、社会保障関係費等に充てるべきである。	(ハ) 28 21.5%	(ハ) 7 19.4%	(ハ) 6 15.4%	(ハ) 41 20.0%
ニ) 一般財源であるので、用途について制限をつけるべきでない。	(ニ) 58 44.6%	(ニ) 17 47.2%	(ニ) 16 41.0%	(ニ) 91 44.4%
ホ) その他（具体的にご記入下さい）	(ホ) 5 3.8%	(ホ) 1 2.8%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 6 2.9%

(2) 温暖化対策税制

【問46】 温暖化対策税制のあり方

温暖化対策税制についてどのように考えますか（複数回答可）。

イ) 環境税等による単独の国のみの税制では、生産移転等によりCO ₂ の削減にならない。税制以外の手法により、削減を図るべきである。	(イ) 79 60.8%	(イ) 24 66.7%	(イ) 21 53.8%	(イ) 124 60.5%
ロ) グリーン化税制をより推進すべきである。	(ロ) 43 33.1%	(ロ) 13 36.1%	(ロ) 10 25.6%	(ロ) 66 32.2%
ハ) 環境税を導入すべきである。	(ハ) 15 11.5%	(ハ) 2 5.6%	(ハ) 11 28.2%	(ハ) 28 13.7%
ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(ニ) 2 1.5%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 2 5.1%	(ニ) 4 2.0%

(3) 印紙税等

【問47】 印紙税の是非

印紙税についてどのように考えますか。

イ) 同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し、電子書類は対象とされない不公平があるので、印紙税の課税対象の見直しを行うべきである。	(イ) 21 16.2%	(イ) 5 13.9%	(イ) 17 43.6%	(イ) 43 21.0%
ロ) 印紙税については、更に進んで廃止を検討すべきである。	(ロ) 103 79.2%	(ロ) 30 83.3%	(ロ) 18 46.2%	(ロ) 151 73.7%
ハ) 印紙税は、基本的に現状を維持すべきである。	(ハ) 5 3.8%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 3 7.7%	(ハ) 8 3.9%
	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%

二) その他 (具体的にご記入下さい)

Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備

【問48】 税制上の一般的な問題認識								
税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい (複数回答可)。								
イ) 国民に税金 (含む社会保障負担)、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない。	(イ) 55 42.3%	(イ) 15 41.7%	(イ) 23 59.0%	(イ) 93 45.4%	(ロ) 58 44.6%	(ロ) 13 36.1%	(ロ) 4 10.3%	(ロ) 75 36.6%
ロ) クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。	(ハ) 25 19.2%	(ハ) 9 25.0%	(ハ) 4 10.3%	(ハ) 38 18.5%	(ニ) 18 13.8%	(ニ) 2 5.6%	(ニ) 6 15.4%	(ニ) 26 12.7%
ハ) 国及び地方ともに徴税率が低く、財源確保、公平性の両面から問題である。	(ホ) 66 50.8%	(ホ) 18 50.0%	(ホ) 19 48.7%	(ホ) 103 50.2%	(ヘ) 89 68.5%	(ヘ) 29 80.6%	(ヘ) 19 48.7%	(ヘ) 137 66.8%
ニ) 納税者に対するタックスコンプライアンスを確保することが、租税負担の公平の確保につながるの、加算税や刑事罰等の罰則を強化すべきである。	(ト) 2 1.5%	(ト) 2 5.6%	(ト) 1 2.6%	(ト) 5 2.4%				
ホ) グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている。								
ヘ) 制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている。								
ト) その他 (具体的にご記入下さい)								

【問49】 納税環境の整備								
納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい (複数回答可)。								
イ) 財源確保、公平性の担保が重要であり、徴税率をあげるために、徴税組織の拡充が必要。	(イ) 15 11.5%	(イ) 1 2.8%	(イ) 4 10.3%	(イ) 20 9.8%	(ロ) 56 43.1%	(ロ) 18 50.0%	(ロ) 18 46.2%	(ロ) 92 44.9%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要。	(ハ) 29 22.3%	(ハ) 7 19.4%	(ハ) 15 38.5%	(ハ) 51 24.9%	(ニ) 50 38.5%	(ニ) 18 50.0%	(ニ) 2 5.1%	(ニ) 70 34.1%
ハ) 税に関する正しい知識や納税者意識を涵養するため、義務教育に租税教育を導入する。	(ホ) 55 42.3%	(ホ) 11 30.6%	(ホ) 11 28.2%	(ホ) 77 37.6%	(ヘ) 47 36.2%	(ヘ) 16 44.4%	(ヘ) 18 46.2%	(ヘ) 81 39.5%
ニ) 税に関する知識の習得、国民の納税者意識の向上をはかり、申告納税制度を適正に履行できるように、ホームページをはじめあらゆる媒体を活用した情報提供活動を行うべきである。	(ト) 45 34.6%	(ト) 11 30.6%	(ト) 12 30.8%	(ト) 68 33.2%	(チ) 1 0.8%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 2.6%	(チ) 2 1.0%
ホ) 電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべきである。								
ヘ) 納税者番号制度は、租税負担の公平性の確保や税制の信頼性を高める重要な基盤になるので、早期に導入すべきである。								
ト) 納税者の利便性の向上、予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので、事前照会に対する文書照会等の手続きを改善する。								
チ) その他 (具体的にご記入下さい)								

Ⅳ. 回答者の業種・職業

【問50】								
ご回答された方は次のどれに該当しますか。								
<法人会員の方、租研役員の方>								
イ) メーカー関連	(イ) 54 41.5%	(イ) 14 38.9%	(イ) 0 0.0%	(イ) 68 33.2%	(ロ) 16 12.3%	(ロ) 5 13.9%	(ロ) 0 0.0%	(ロ) 21 10.2%
ロ) 金融関連	(ハ) 6 4.6%	(ハ) 2 5.6%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 8 3.9%				
ハ) 流通関連								

二) IT・情報通信関連	(ニ)	3	2.3%	(ニ)	1	2.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	4	2.0%
ホ) 運輸関連	(ホ)	9	6.9%	(ホ)	3	8.3%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	12	5.9%
へ) 建設・不動産・エネルギー関連	(へ)	16	12.3%	(へ)	8	22.2%	(へ)	0	0.0%	(へ)	24	11.7%
ト) マスコミ・教育関連	(ト)	0	0.0%	(ト)	3	8.3%	(ト)	0	0.0%	(ト)	3	1.5%
チ) レジャー関連	(チ)	1	0.8%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	0.5%
リ) 公共団体、公益法人等	(リ)	9	6.9%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	9	4.4%
ヌ) その他	(ヌ)	14	10.8%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	14	6.8%
<個人会員の方>												
ル) 税理士・公認会計士	(ル)	2	1.5%	(ル)	0	0.0%	(ル)	23	59.0%	(ル)	25	12.2%
ヲ) 教員	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	9	23.1%	(ヲ)	9	4.4%
ワ) 公務員	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%
カ) その他	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	5	12.8%	(カ)	5	2.4%